



BAY HILLS

## ベイヒルズ社労士事務所 便り

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1 KDX 横浜ビル 6 階  
TEL : 045-450-6701 (9:00~17:00) FAX : 045-450-6706



平成 30 年 7 月号

### 【今月の一言】

梅雨明けの知らせが待ち遠しい今日この頃。  
連日行われている FIFA ワールドカップも、盛り上がっていますね。一流選手のプレーは素人目でもスゴイとわかるので、にわかファンでも応援に熱が入ります。いつもよりスポーツニュースも熱心にきき、試合結果に一喜一憂…と、自分なりに楽しんでます。  
それでは今月もベイヒルズ社労士事務所便りをお届けいたします。

### 新たな在留資格で外国人の長期就労が可能に

#### ◆「骨太の方針」の原案

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」の原案をまとめました。人手不足対策として、外国人材の受け入れを拡大する為、新たな在留資格を創設することがポイントです。政府は現在、単純労働の分野で外国人の就労を原則として禁止していますが、医師や弁護士など高度な専門性を持った人材は積極的に受け入れ、家族の帯同も認めています。今回の原案による新たな在留資格の対象は、人手の確保が難しく、業種の存続・発展のために外国人材の受け入れが必要と認められる業種（農業、介護、建設、宿泊、造船）の 5 分野を想定しています。

#### ◆最長で 10 年の就労が可能

日本では約 128 万人の外国人が働いており、内訳は、①永住者や日本人と結婚した人、②留学生等のアルバイト、③技能実習生、④専門性が高い医師や研究者等です。技能実習生は約 25 万 8,000 人で、5 年前のおよそ 2 倍に膨らんでいます。今回の原案では、技能実習生に対する 5 年の就労延長を想定した新資格の創設を明記し、実現すれば最長で 10 年の就労が可能になります。政府は秋の臨時国会にも出入国管理法改正案を提出し、来年 4 月からの導入を目指します。さらに、新資格を得た人が日本語や専門分野の試験に合格すれば、在留期限の上限を撤廃し、家族の帯同も認める考えも掲げました。

#### ◆技能実習制度が骨抜きになるとの懸念も

1993 年に始まった技能実習生制度は、本来、途上国への技術移転が目的でした。日本での就労期間が延びるほど、身に付けた技術を母国で活かす機会は遠のきます。今回の案は、技能実習制度を骨抜きにする可能性も指摘され、事実上の移民政策につながる懸念の声も上がっています。

#### ◆法務省「センター」で在留情報を一元管理

政府は、法務省に「在留管理インテリジェンス・センター」（仮称）を設け、雇用や婚姻などの情報を一元管理させることで、不法就労を防ぐとしています。法務省は、新設する在留管理インテリジェンス・センターが外国人労働者の離職や転職などの状況を把握しやすいよう、雇用保険を所管する厚生労働省との情報共有を進める方針です。日本人と結婚した外国人が離婚した場合などに自治体と提携して情報を得るための法整備を進めます。また、外国人留学生の勤務先や勤務時間の管理を強化し、法定時間（1 週間あたり 28 時間以内）を超えれば、在留許可を取り消す方針です。

### 調査結果にみる中小企業の人手不足等への対応

#### ◆人手不足の中小企業が 4 年連続増加

日本商工会議所は、全国の中小企業 4,108 社を対象に実施した「人手不足等への対応に関する調査」の結果を発表しました。回答した 2,613 社のうち、1,731 社（65.1%）が「人手不足」と回答。4 年連続で割合が上昇していることから、中小企業の人手不足の悪化が浮き彫りとなりました。

#### ◆人手不足が深刻な業種

業種別に見ると、「宿泊・飲食業」の 79.1% の企業が「不足している」と回答し、次に「運輸業」（78.2%）、「建設業」（75.6%）が続きました。特に飲食業は、「募集を出しても人が集まらない」「採用後すぐに辞めてしまう」等問題が深刻化し



ています。また、人員を充足できない理由について、採用の面では「立地する地域に求めている人材がいない」という回答が多く、これは人口減少や大都市圏への流出等によると考えられます。

#### ◆人材確保のために取り組んでいることは？

同調査での多様な働き方に関する取組みについての設問では、約 5 割の企業が「長時間労働の削減」「再雇用制度」を、約 3 割の企業が「年休取得の促進」「子育て・介護休暇制度」を実施していることがわかりました。効果としては、「高齢者の活躍促進」「人材の確保（退職者の減少）、定着」「従業員のモチベーション向上」等が挙げられています。

また、外国人材の受け入れについては、「受け入れのニーズがある」「検討中」と回答した企業は合わせて 1,145 社（42.7%）あり、外国人雇用に関する関心が高いことがうかがわれます。しかし、コミュニケーションのとりづらさや文化の違い、雇用する際の手続きの煩雑さなどに課題があるようです。

#### ◆「人手不足対応アドバイザー」を全国に配置

中小企業庁は、昨年「中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン」を取りまとめ、5 月には相談員「人手不足対応アドバイザー」を全国約 300 箇所の支援拠点に配置しました。各拠点の相談員は、労務管理、業務見直し等による生産性向上、職場環境の改善などの相談に応じ、対応が困難な内容についてはテレビ電話システムや出張を通じて対応するとしています。

人手不足は、業種や地域によって問題が様々です。専門家に相談することによって具体的な解決策が得られるかもしれません。

### 7月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

#### 10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限  
[年金事務所または健保組合]  
〈7月1日現在〉

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付<1~6月分>  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 [職安]  
<前月以降採用の労働者がいる場合>
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
[労基署] <前月以降に一括有期事業開始の場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料申告と昨年度分の確定保険料申告書の提出  
<年度更新> [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分>  
[郵便局または銀行]

#### 17日

- 所得税予定納税額の減額承認申請  
<6月30の現況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出  
[公共職業安定所]

#### 31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分>  
[郵便局または銀行]
  - 労働者死傷病報告の提出  
<休業4日未満、4~6月分> [労基署]
  - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
  - 健康保険印紙受払等報告書の提出  
[年金事務所]
  - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
  - 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]
  - 固定資産税・都市計画税の納付<第2期>  
[郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。